

児童	氏名	生年月日	施設名	新規・継続の別
		年 月 日生		新規・継続
		年 月 日生		新規・継続
		年 月 日生		新規・継続

復 職 証 明 書

桜川市長 様

就労者	氏名			
	住所			
休業種別	<input type="checkbox"/> 産前産後休業 <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 介護休暇 <input type="checkbox"/> 療養休暇 <input type="checkbox"/> その他()			
休業期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
復職後の 就労時間	通常勤務 時間	時 分 ~ 時 分	1か月の就労日数(予定)	
			日	
	育児 短時間 勤務	※該当の場合のみ記入 時 分 ~ 時 分	就労形態	
			<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> パート <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> その他()	

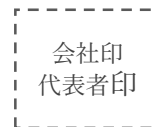
上記の者は 年 月 日付で復職したことを証明します。

証明日 年 月 日

※証明日は復職後の日付であること、
復職前の日付では無効となります。

証明者

所在地
事業所名
代表者名
電話番号
記入担当者名



<p>(注意事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 復職後 2 週間以内にご提出ください。勤務時間等に変更が無い場合は、本証明書のみ提出になります。 勤務時間等に変更が無い場合に限り、郵送での提出も可能です。 休業取得前の勤務条件(日数・勤務時間等)から変更がある場合は最新の就労証明書を合わせて提出してください。保育必要量(保育標準時間・保育短時間)の変更もある場合には、支給認定変更申請書を合わせてご提出ください。 育児休業を短縮し復職することを条件に、保育施設等に入園申込を行った方は、右欄の復職期限までに復職してください。期限までに復職されなかった場合には、支給認定の取り消し及び退園となりますので、ご注意ください。 ※社会保険等雇用契約上の理由により、月途中で復職出来ない場合に限り、入園月の翌月 1 日付での復職も可能とします。 上記の記載内容及び就労状況等については、事業所に確認する場合がありますのでご了承ください。 訂正する場合は、証明された方の訂正印をお願いします。 	育児休業から復職する場合	
	入園月	復職期限
	4 月入園	4 月 3 0 日まで
	5 月入園	5 月 3 1 日まで
	6 月入園	6 月 3 0 日まで
	7 月入園	7 月 3 1 日まで
	8 月入園	8 月 3 1 日まで
	9 月入園	9 月 3 0 日まで
	10 月入園	10 月 3 1 日まで
	11 月入園	11 月 3 0 日まで
	12 月入園	1 2 月 3 1 日まで
	1 月入園	1 月 3 1 日まで
	2 月入園	2 月 2 8 日まで
3 月入園	3 月 3 1 日まで	